

令和3年5月31日
農 林 水 産 省

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「政府所有米穀の販売等業務」における民間競争入札に係る落札者の決定について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行った「政府所有米穀の販売等業務」については、下記のとおり落札者を決定しました。

記

1 落札者の名称

- (1) 伊藤忠食糧株式会社
- (2) 日通グループ
- (3) 丸紅株式会社

2 契約金額（委託費の限度額）

- (1) 伊藤忠食糧株式会社 11,127,341,997円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- (2) 日通グループ 11,127,341,997円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- (3) 丸紅株式会社 11,127,341,997円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 契約金額は、業務実施期間（令和3年5月31日～令和9年3月31日）の委託費の限度額である。

3 落札者決定の理由

- (1) 政府所有米穀の販売等業務における民間競争入札実施要項に基づき、入札参加者（5者）から提出された企画書及び審査書類により、当該実施要項第3に定める入札参加資格を満たすことを確認した。
- (2) 入札参加資格を満たす者に係る入札価格については、令和3年4月28日に開札した結果、5者が予定価格の範囲内であったことから、落札者の決定は、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）第19条第4項の規定（複数落札入札制度）に基づき、入札価格を用いて算式により算出した落札者決定に用いる価格の低い者から順次、当該者の外国産米穀の取扱希望数量の和が外国産米穀の委託予定数量（60万トン）に達するまで選定したものである。

4 政府所有米穀の販売等業務の実施体制及び実施方法の概要

落札者は、政府所有米穀の販売、保管、運送、販売に伴い必要となる業務（販売前のカビ確認及びカビ毒検査、とう精、備蓄用精米加工）、品質管理、販売することができない米穀及び空包装等の処理、カネミ油症患者（カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（平成24年法律第82号）第2条第3項に規定するカネミ油症患者をいう。）に関する施策の総合的な推進に関する措置並びにこれらの業務に係る情報管理について、次の体制の下、業務仕様書に即して作成された業務方法書に基づき実施する。

- (1) 政府所有米穀の販売業務については、本社を中心として、全国の支店網を活用して実施する。
- (2) 販売業務以外の保管、運送等の業務については、それぞれの業務を的確に実施することができる者に再委託して実施する。

令和3年度契約受託事業体選定結果

1 入札参加者数

入札参加者数	5
選定数	3

2 受託事業体

受託事業体名	外国産米穀の取扱予定数量
伊藤忠食糧株式会社	20万トン
日通グループ	20万トン
丸紅株式会社	20万トン

※1 上記の取扱予定数量は、実際の受託数量とは異なる。

※2 このほか、政府国産米についても、3者で分担して受託。